公認欠席の届け出に必要な添付書類一覧

2026/10/23

※登校可能になった日から2週間以内に教務センター窓口で手続きすること。その期間をすぎると受け付けできない場合があります。
※下表に当てはまらないなど、判断に迷う場合は教務センターにお問い合わせください。

		公欠が認められる期間	添付書類（★は大学所定様式）	記載確認項目
学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した場合	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの場合	発症日を0日として5日まで。ただし診断書に5日を超える加療期間が明記されていればその期間まで。	（いずれか1通または1式） ・医療機関が発行する診断書、証明書等 ・学校感染症登学許可書★ ・医療機関が発行する感染の事実を証明する書類一式（右記の3つの書類すべて）	【診断書・証明書等（医療機関所定の様式）】 ※領収書は不可 ・受診日 ・病名 ・病院名と担当医師名 ・病院もしくは担当医師の印、または担当医師の署名 ・加療期間：発症日または具体的な加療期間（〇月△日～〇月□日）が明記されていること **※当分の間、数日間、〇日程度は不可**
				【学校感染症登学許可書】 ・受診日 ・登学停止期間 ・該当感染症名 ・担当医師の署名・捺印
				【医療機関が発行する感染の事実を証明する書類】 ・医療機関が発行した診療明細書（検査の名称が記載されていること）※領収書は不可 ・医療機関名が書かれた検査結果 ・医療機関もしくは処方薬局が発行した薬剤情報提供書（お薬の説明） ※上記書類で申請する場合、検査日を0日目として計算し最短の登学停止期間（5日）までとする。
	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ<u>以外の</u>場合	診断書に記載された加療期間	（いずれか1通） ・医療機関が発行する診断書、証明書等 ・学校感染症登学許可書★	【診断書・証明書等（医療機関所定の様式）】 ※領収書は不可 ・受診日 ・病名 ・病院名と担当医師名 ・病院もしくは担当医師の印、または担当医師の署名 ・加療期間（日付を明記：〇月△日～〇月□日）**※当分の間、数日間、〇日程度は不可**
				【学校感染症登学許可書】 ・受診日 ・登学停止期間 ・該当感染症名 ・担当医師の署名・捺印
配偶者及び１親等～３親等の親族死亡の場合		1親等：葬儀の日を含む7日間 2親等：葬儀の日を含む5日間 3親等：葬儀の日を含む3日間 ※葬儀の日が不明で、死亡日あるいは死亡を知った日のみがわかる場合、その日を起算日とする	（いずれか1通） ・葬儀の案内、会葬礼状等 ・葬儀会社が発行する証明書（葬儀証明書、参列証明書等） ※会葬礼状等がない場合には死亡診断書、埋火葬許可証等	【葬儀の案内・会葬礼状】 ・故人名 ・葬儀・通夜等の日付または逝去の日付
				【葬儀会社が発行する証明書（葬儀証明書、参列証明書など）】 ・故人名 ・葬儀・通夜の日付 ・葬儀式場名、発行者（葬儀会社名）
裁判員候補者または裁判員として裁判所へ出向いた場合		裁判所へ出向いた期間	・呼出状等出向を証明する書類	－
教育実習、介護等体験、博物館実習、臨地実習の場合		実習期間	不要	－

★学校感染症登学許可書の様式
https://www.kobegakuin.ac.jp/files/support/student_life/permission2025.pdf

参考：出席停止となる学校感染症
https://www.kobegakuin.ac.jp/files/support/student_life/infection2025.pdf